

一般社団法人日本パラ水泳連盟

# J-FCSクラス分け規則

## 2022版

このクラス分け規則は、2022年一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）主催大会及び関連する後援大会において適用される。従来からJ-FCSクラス分け規則は、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）の規則に準拠して設定されている。

2018年1月にWPSがクラス分け規則を改定した。これに基づきJ-FCSクラス分け規則も国際に準拠するように改定した。

なお、2018年WPSクラス分け規則に基づき、国際クラス分けを受検した競技者及び国内見直しの対応をした競技者においては新しいクラス、コード・オブ・エクセプション（Codes of Exception:CoE、またRule Exception:REとも呼称する。）を適用する。

2018年WPSクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直しに未対応の競技者については、以前のクラス、コード・オブ・エクセプションであり、\*を付けている。

参考：2017年に国際パラリンピック委員会より国際クラス分け規約が発効され、国際競技連盟、各国パラリンピック委員会、国内競技団体も2018年からそれに準拠したクラス分け規則を設定することが義務化されている。

## 1. 総則

### 1. 1 クラス分けの意義

クラス分けとは、障がい者の水泳競技において障害の影響を最小限に抑え、競技パフォーマンスの優劣こそが勝敗を決めることを確証するために設けられた競技クラスに、競技者をグループ分けすることである。障害のある競技者が公平・公正に競技を行うために不可欠なものである。そのためクラス分け評価を受けるにあたり、競技者は十分なトレーニングを実施していることが望まれる。また、クラス分け評価は、競技と同じように全力で行わなければならない。クラス分け委員の指示に協力し、すべてのテストにおいて全力を発揮しなければならない。クラス分け評価においても競技同様フェアプレイの精神が不可欠である。

### 1. 2 クラス分け規則の適用及びクラスの構成

このクラス分け規則は、J P S Fの主催、共催する大会及び後援する地域指定大会に適用する。主催、共催する大会とは、日本パラ水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会、パラ水泳春季記録会等である（以下「J P S F主催大会」という。）。

「J」は“日本”のという意味で、F C Sは機能的クラス分けという意味を表わす。Sは自由形・背泳ぎ・バタフライ、S Bは平泳ぎ、S Mは個人メドレーのクラスを表わす。身体機能障害では切断、脊髄損傷、脳性まひ、低身長等の障害の種類に関係なく、S、S B、S Mという泳法ごとに必要な機能によってグループ分けされる。肢体不自由等のクラス分けは医学的に証明される運動機能障害等を評価してクラス分け規則に基づいてクラスを決める過程である。視覚障害では医学的に視覚障害を評価してクラス分け規則に基づいてクラスが決められる。

下表にクラス表記と障害の概要を表す。

クラス表記	障害の概要
1～10	肢体不自由、低身長。数字が小さい方が障害は重度。S Bは1～9
11～13	視覚障害。数字が小さいほうが障害は重度
14	知的障害。知的障害は、W P Sクラス分け規則及び日本知的障害者水泳連盟の規定による。
15	聴覚・音声・言語障害。このクラスは日本独自のクラスである。
21	S 1～13（S B 1～13，S M 1～13）に該当しない場合（障害が軽度である、医学的情報が提示されない、テストが完了しない、医学的情報が不明確である、W P Sクラス分け規則の適格障害に該当しない等）。このクラスは日本独自のクラスである。
クラスなし*	J P S F主催大会等のクラス分け評価にてフィジカルアセスメントとテクニカルアセスメント（ウォーターテスト）と競技観察に大きな差異がみられるなど、整合性が得られない場合やパフォーマンスが一定しない場合。それ以後J P S F主催大会等には出場できなくなる。

\* クラスなしと判定されたとき、クラス分け評価を受検した大会には出場できるが、表彰の対象から除かれ、記録の公認はない。

### 1. 3 クラスとステイタス（確定度合い）の付与（別表 1 A・B 参照）

クラス分け評価を受けた競技者には、クラスとステイタスが付与される。

WPS クラス分け規則に合致する障害である、医学的情報が明確である、水中での安全確保ができる、持てる能力を十分発揮している、医学的情報と障害状況に一貫性がある、競技の基本となる特定の課題や動作を遂行するアスリートの能力が安定しており今後も安定を欠かない等の条件が確認された場合は“確定”という意味のステイタスが付与される。クラスの確定にまで至らず、クラスを見直しする場合は R となる。R のなかで障害は安定しているが、成長による影響を確認した方がよいなどの場合は、一定の期限後にクラスを見直す”期限付き見直し”が付与される。期限付き見直し以外の見直しは、クラス分け委員が必要と判断した時に、再度クラス分け評価を受ける必要がある。

また、クラス分けの実施体制に基づき主催大会等でクラス分けを受けた場合は「J」レベル、地域指定大会等で受けた場合は「L」レベル、選手自身によるセルフチェックの場合は「PC」となる。主催大会等でのクラス分け評価では、「J」（国内クラス確定）、「JR西暦年」（国内クラス期限付き見直し）、「JR」（国内クラス必要時見直し）のいずれかを、地域指定大会でのクラス分け評価では、「L」（国内暫定クラス確定）、「LR西暦年」（国内暫定クラス期限付き見直し）、見直し「LR」（国内暫定クラス必要時見直し）のいずれかを付与する。

ただし、クラス分け評価の過程において、何らかの不一致があるなど確定や見直しに合致しない場合は「LJ」（国内大会のみ認める）、「LL」（地域大会のみ認める）などのステイタスとなることがある。

付与されたクラスとステイタスは一体化しており、ステイタスの優先順に従いそのステイタスのクラスが競技時のクラスとなる。

ステイタスは国際ステイタスを含め「C」「FRD（R西暦年）」「R」「J」「JFRD（J西暦年）」「JR」「LJ」「LL」「L」「LFRD（L西暦年）」「LR」「PC」の順に優先される。

JPSF から指示がない限り、主催大会及び地域指定大会には JPSF が付与したクラスで出場しなければならない。

### 1. 4 クラス分け評価の受検や申請

#### 1. 4. 1

JPSF に登録し競技大会に参加しようとする者はクラス分けについて決められた手続きを行う、又はクラス分け評価を受けなければならない。

#### 1. 4. 2 肢体不自由、低身長等

初めて競技に参加する場合は、地域指定大会等でクラス分けを受けることを基本とする。

その後、日本パラ水泳選手権大会等の参加基準を突破した場合は、出場する大会の要項に従いクラス分けを受ける。

なお、大会要項にセルフチェックのクラスでの出場が認められている場合は、各自でセルフチェックによるクラス分けを実施のうえ、申し込むこと。

##### 1.4.2.1 J P S F主催大会等で実施されるクラス分け

J P S F主催大会等において、肢体不自由等の競技者はフィジカルアセスメント（ベンチテスト）とテクニカルアセスメント（ウォーターテスト）、競技観察等を行う。競技観察には100mのS種目と、100m（SB1～3は50m）のSB種目を泳がなければならない。また、指示された者は医学的情報を事前に提出しておく必要がある。クラス分け評価の対象者についてはそれぞれの大会要項にて明確にする。

##### 1.4.2.2 地域指定大会等で実施されるクラス分け

地域指定大会ではJ-FCSクラス分け規則のクラス分け評価手順を緩和したものを行うことができる。肢体不自由等のクラス分けで実施する項目は、医学的情報の提出（後述2.1に示す）、フィジカルアセスメント、テクニカルアセスメント（ウォーターテスト）及び競技観察である。これらの実施順序と競技観察種目は地域連盟において定めることができる。

##### 1.4.2.3 その他、J P S Fが指定するクラス分け

地域指定大会や日本パラ水泳選手権大会等以外でJ P S Fが認める記録会等においてクラス分けを実施する場合がある。この場合はクラス分け実施状況に基づきクラスとステータスが付与される。

#### 1. 4. 3 視覚障害のクラス分け

初めて競技会に参加する場合は、矯正視力を証明するものを持参（身体障害者手帳に矯正視力の記載がない場合は診断書が必要）して、クラス分け申請手続きを行う。主催大会等へ出場する際は別表3視覚障害用医学的情報書を提出することを原則とする。

#### 1. 4. 4 聴覚障害者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は、身体障害者手帳に基づき登録時に自動的にクラス分けされる。

#### 1. 4. 5 クラス分けに必要な医学的情報の提出

クラス分けでは医学的に証明される明確な運動障害又は視覚障害があり、障害状態がクラス分け評価で測定できるものであることを証明する必要がある。そのためJ P S Fより指示された場合は医学的情報を記載したもの（診断書等）を提出しなければならない。もし、障害の原因となる医

学的な情報が証明されない場合、クラス分け対象障害でない場合及び障害状態が安定しない場合は、クラス 21 又はステイタス L J となる。

## 1. 5 クラスの変更

### 1. 5. 1 クラスが変更になる場合

基本として障害は変化しないものであるため、付与されたクラスは原則変更になることはない。ただし、クラス分け評価を受ける大会等のレベルや、競技者がクラス分け評価を受けた時期によりクラスが変更になる場合がある。クラスが変更になった場合は上位のステイタスのクラスが優先される。大会等のレベルとは J P S F 主催共催大会と地域指定大会である。競技者がクラス分け評価を受けた時期とは、水泳の基礎技術を習得する過程、成長に伴う経過の時期をいう。

また、クラス分けルールが変更になった場合はクラスが変更になる場合がある。

### 1. 5. 2 新たな障害が追加され、クラスの見直しを希望する場合

新たな障害が追加された場合、競技者はそれを証明する書類（障害状況を証明する診断書等）を準備し、再度クラス分け評価を申し出ることができる。なお、新たに生じた障害が明確で安定していなければならない。新たな障害とは身体障害者手帳の対象となる程度の障害である。見直しを希望する場合は J P S F クラス分けチームへ申し込むことが必要である（お問合せメールより）。クラスの見直しによる再クラス分けをする大会はその選手が持っているステイタスと同じレベルで行うことを原則とする。

### 1. 5. 3 ステイタス「J 西暦年」、「L 西暦年」の場合

このステイタスを付与された競技者は、期限の年に、該当するレベルの大会でクラス分けを受けることを原則とする。それぞれの大会要項に従い、クラス分けを申し込みや受検をすること。ただし、実施体制により、該当するものすべてを実施できない場合がある。期限が過ぎた場合は速やかにクラス分け評価を受けることとする。

### 1. 5. 4 ステイタス「JR」又は「LR」で、クラスの見直しを希望する場合

ステイタス「JR」又は「LR」である競技者で障害が進行した場合（おおむね身体障害者手帳の1等級程度の変化がある）は、再度クラス分け評価を希望することができる。この場合のクラス分け評価は競技者の保持しているステイタスと同じレベルの大会でクラス分け評価を行うことを原則とする。

### 1. 5. 5 その他の国内ステイタスの場合でクラス分けの見直しを希望する場合

競技者は自分の所属する地域連盟の地域指定大会時に申し出る必要がある。再クラス分け評価を実施するかどうかは J P S F クラス分けチームにおいて協議する。

### 1. 5. 6 国際ステイタスを保持している競技者で障害が変化した場合

国際ステイタス（C, R, R西暦年）を保持している競技者で障害が変化した場合や新たな障害が追加された場合、クラスを見直すには国際クラスとステイタスを放棄しなければならない。その場合は、国際クラス差止めの手続きを行う必要がある。再クラス分け評価はJ P S Fが指示した大会で行われる。

#### 1. 5. 7 クラス分け委員がクラス分け再評価を指示する場合

国内ステイタスのいずれであってもクラス分け委員が再評価を必要と判断した場合はクラス分け評価を受けなければならない。

#### 1. 5. 8

再クラス分け評価の結果、クラスの変更が適切と認められた場合は、新しいクラスとステイタスが付与される。

#### 1. 5. 9

J P S Fクラス分けチームよりクラス分け評価を受けるように指示がある競技者は、J P S Fが認める者として指示された大会にオープンで参加することができる。（標準記録を設定している大会は記録が突破できていなくても参加できる。この場合は大会参加申し込み手順に従い申し込みを行い、再クラス分け指示のコピーを添付すること。）

### 1. 6 クラス分けの抗議

#### 1. 6. 1

ステイタス「J」の場合、クラスに対する抗議をすることができる。この場合は以下の規定に従い申請をし、J P S Fが指定する大会にて再度クラス分け評価を受けなければならない。

#### 1. 6. 2 自分のクラスの抗議

「J」ステイタスのクラスを保持している場合において、自分のクラスについて抗議することができる。抗議を希望する場合、所定の用紙に抗議理由を記入し自分が登録している地域連盟の大会等にて抗議料及び手数料を添えて提出すること。抗議料は8,000円、手数料は2,000円とする。

#### 1. 6. 3 抗議処理

肢体不自由等の競技者の抗議処理委員会のメンバーは少なくとも12か月以内に該当競技者をクラス分けしたことの無いクラス分け1パネル3名、FCSに精通したクラス分け委員1名及び技術委員長又は副技術委員長のうち1名の合計5名とする。抗議によるクラス分けは、この条件が整う直近の主催大会にて行う。

視覚障害の競技者の抗議処理委員会はJ P S Fが認める委員にて構成される。抗議処理委員会にて指示された医学的情報等の提出し、指示された場所（大会又は指示された医療機関）で行わ

れる。

#### 1. 6. 4

抗議が認められれば抗議料は返金される。手数料は返金されない。

### 1. 7 大会の種類とクラス分け委員の構成

J P S F主催大会等及び地域指定大会は、以下の規定に基づき実施されなければならない。

#### 1. 7. 1 J P S F主催大会等

J P S F主催大会等における肢体不自由のクラス分けは、メディカルクラス分け委員1名及びテクニカルクラス分け委員1名を1パネルとして構成されなければならない。全体的なパネル数は大会に応じて調整する。クラス分けチームの主任は上級レベルのものとする。クラス分け委員の総人数のうち半数が中級以上であることとする。テクニカルクラス分け委員は他の競技役員を兼務することができる。

#### 1. 7. 2 地域指定大会

地域指定大会における肢体不自由のクラス分けはメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域指定大会のクラス分けには中級メディカルクラス分け委員を2名以上含み、クラス分け委員の総数のうち半数が初級以上であることとする。

肢体不自由のクラス分けパネルは、メディカルクラス分け委員1名及びテクニカルクラス分け委員1名を1パネルとして地域指定大会の状況に応じて総人数を決定できる。

テクニカルクラス分け委員は、他の競技役員を兼務することができる。

##### 1. 7. 2. 2

地域指定大会で1. 7. 2の規定に満たない場合は、必要な人員の派遣をJ P S Fに申し込まなければならない。派遣規定は別に定める。

#### 1. 7. 3

上記の大会以外でJ P S Fに事前に届け出たうえで、中級以上のクラス分け委員でパネルが構成できる場合はクラス分け評価を実施することができる。ステイタスは構成したパネルのメディカルクラス分け委員の認定ランクのレベルとする。また、速やかに直近の大会にて競技観察を行い、クラス評価を完了することとする。

### 1. 8 公認クラス分け委員及び医学的情報評価委員について

クラス分けに携わる競技役員は、J P S F公認クラス分け委員及び医学的情報評価委員である。それぞれ、別に定める規定に基づき公認される。また、クラス分けに携わろうとするものは一定の研修を受けたものとする。

## 2. クラス分け手順

### 2. 1. 肢体不自由のクラス分け手順

#### 2. 1. 1 肢体不自由等のクラス分け評価の手順

クラスを決定するに当たり、次の必要な手続き及びアセスメントを行う。

- ① 医学的情報の提出（指示のあった場合は事前に提出すること）
- ② 誓約書
- ③ フィジカルアセスメント（陸上における運動機能評価：身体計測、筋力テスト、関節可動域テスト、協調性テストほか）
- ④ テクニカルアセスメント（ウォーターテスト：安全確保、伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、4泳法ほか）
- ⑤ 競技観察

これらのうち①～④は競技会に先立ち実施され、競技者の支援者（成人のコーチやチームスタッフ等）が1名付き添わなければならない。

また、クラス分け評価中、必要に応じてビデオ撮影する場合がある。

アセスメント方法の詳細はWPSクラス分け規則に準ずる。

#### 2. 1. 2.

競技者は十分に持てる能力を発揮しクラス分けに協力しなければならない。痛みなどにより十分な能力が発揮できていない、障害が安定していない、①～⑤が完結できない等の場合、クラス分けを中止することがある。

#### 2. 1. 3

競技者は2. 1. 1のクラス分け手順のすべての過程において本来の能力を発揮しなければならない。クラス分け委員が、本来の能力を発揮していない、一連の評価において整合性がない、虚偽の可能性があるなどの判断をした場合は、“クラスなし”というクラスが付与される。

#### 2. 1. 4

クラス分け評価が中止となった場合、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。クラス分け評価中止が連続した場合はクラス分けチームにて“クラスなし”とするかどうかを検討し競技者に通告する。この場合のクラス分けチームは当該大会の上級クラス分け委員及び技術副委員長にて構成される。

“クラスなし”というクラスが付与されると、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。また、それ以後は、JPSF主催大会には参加することができない。

その競技者のコーチ及び支援者においても競技者同様、主催大会に参加することはできない場合がある。

## 2. 1. 5 18歳未満の競技者を伴う競技者に対する保護者の責任について

18歳未満の競技者や法律的に保護が必要な競技者の保護者はJ-FCSクラス分け規則に規定されていることを理解し、これらの競技者がクラス分け評価を受ける際には、競技者に適切に助言を行うなど、保護者も協力しなければならない。

## 2. 1. 6 クラス概要

別表「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

## 2. 2 視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会において視覚機能が記載された障害者手帳のコピー又は医学的情報を提出して、クラス申請を行う。JPSF主催大会のクラス分けを受ける場合は「別紙3 視覚障害クラス分け用診断様式」を提出すること。クラス分け委員より、詳細な診断書や追加検査等の指示がある場合は速やかに対応すること。必要な情報が提出されない場合、クラスが付与されない。

選手が希望する場合は、参加する大会と関係なく別紙3をJPSFクラス分けチームに提出することで主催大会レベルのステイタスを付与することができる。

クラス概要は別表2「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

## 2. 3 聴覚障害のクラス分け手順

本マニュアル1. 4. 4によってJPSF登録時に自動的に登録される。

## 2. 4 コード・オブ・エクセプション (CoE 又は RE)

### 2. 4. 1

泳法はFINA規則で定めた泳法が基本となっているが、肢体不自由及び視覚障害において障害のためできない場合や怪我の危険がある場合、FINA規則の泳法を緩和又は追加して規則としている（例えばWPS-SW規則とそれに準拠したJPSFの泳法規則）。それらFINA規則の例外等について定めたものをコード・オブ・エクセプション（以下「CoE」という。）又は泳法例外コード（以下「RE」という。）と呼び、競技者の障害状況に応じて付与される。

### 2. 4. 1. A

2018年以降に国際クラス分けを受検した競技者及び2018年WPSクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し済みの競技者のCoE

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等が握れない場合に介助用具を使う。）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED

（例えば入退水などの場面で）競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

**DURING SWIMMING**

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - Breaststroke - One Hand Touch 平泳ぎ-片手タッチ

3 - Breaststroke - Simultaneous Intent to Touch

平泳ぎ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

4 - Butterfly - One Hand Touch バタフライ-片手タッチ

5 - Butterfly - Simultaneous Intent to Touch

バタフライ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするか又は脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 1. B

2018年WP Sクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し未対応の競技者のRE。大会のスタートリストにはコード符号の前に\*が付記される

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等を

握れない場合に介助用具を使う。)

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED (例えば入退水などの場面で)

競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要 (壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。)

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

#### DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - RIGHT HAND TOUCH 右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

3 - LEFT HAND TOUCH 左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH

同時タッチの意思を見せながらのタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

#### 2. 4. 2 コード・オブ・エクセプション (CoE) の変更

付与されたコード・オブ・エクセプションは、競技観察においてパフォーマンスが確認されたとき変更されることがある。また、クラス変更には至らないが障害が変化した、又はプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて競技者から申し出がある場合は変更されることがある。競技者の最新のコード・オブ・エクセプションは、J P S Fホームページや大会のスタートリストにて確認することができる。

別表 1 A ステイタスについて

<p><b>PC</b> : 選手や関係者が J P S F のセルフチェックシステムにて回答形式で導かれたクラスである。競泳を始める際の目安とすることができる。大会へ出場する際の取り扱いについてそれぞれの大会要項に記載する。</p>
<p><b>L</b> : 地域指定大会等で簡易的な J - F C S クラス分け評価を受けた暫定的な国内クラスであることを意味する。クラスが安定している場合「L」、期限付き見直し「LR西暦年」、見直しは「LR」となる。</p> <p>日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会に参加するためには、まず、このステイタスのクラスが必要である。このステイタスで、ジャパンパラ水泳競技大会に参加するときにはクラス分け評価を必ず受けなければならない。日本パラ水泳選手権大会に出場するときには大会要項に従い、必要に応じてクラス分け評価を申し込むこと。なお、主催大会で“クラスなし”と判定された場合は「LL」となる。「LL」の場合は地域指定大会のみ参加できる。</p>
<p><b>J</b> : 日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会等の J P S F 主催大会等で J - F C S クラス分け評価を受けた国内クラスであることを意味する。このステイタスは「L」レベルより優先される（クラスの確定度が高い）。クラスが確定している場合は「J」、期限付き見直しは「JR西暦年」、見直しは「JR」となる。</p> <p>主催大会でクラス分けを受けた結果、医学的情報が不十分、クラス分け評価が完了しない、整合性が取れない等、国際クラス分け規則の適用とならない場合又は W P S 公認の国際クラス分けで“クラスなし”と判定された場合等は「LJ」となる。</p> <p>「LJ」は W P S 公認大会に参加することができない。ただし、日本パラ水泳選手権大会は参加できる。</p> <p>また、J P S F 主催大会でクラス分けを受けたが、水泳技術において未熟である場合は「L」とする場合がある。</p>
<p><b>R</b> : R は W P S 公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、C ステイタスに至っておらず、クラスの再検討が必要な国際クラスであることを意味する。</p> <p>「Review : 見直し」という意味がある。W P S 公認クラス分けが実施される大会に参加する場合はクラス分け評価を受けなければならない。「R西暦年」は指示された期限まで見直しは不要だが、その年にはクラス分け評価が必要な場合に付与される（FRD）。例えば R2020 は 2020 年の最初に出場する国際クラス分けを実施する大会で国際クラス分け評価を受けなければならない。</p>
<p><b>C</b> : C は、W P S 公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、クラスが確定している国際クラスであることを意味する。「Confirmed : 恒久的」という意味がある。</p> <p>C ステイタスになった以後は W P S 公認大会に参加に際して、クラス分け評価を受ける必要はない。ただし、W P S から指示がある場合は再度クラス分け評価を受けなければならない。</p>

- 注1 「LR(西暦)」、「JR(西暦)」と記載されている場合、そのステイタスと同等の大会で指定された年にクラス分けを受けなければならない。
- 注2 「LR」、「JR」の場合は、競技者が、疾患が進行したという証明を提出し、クラス分け委員が認めた場合、クラス分け評価を再度受けることができる。
- 注3 L～Jのいずれであっても、クラス分け委員から指示があればクラス分け評価を受けなければならない。
- 注3 「R」の場合は国際大会に参加する際はクラス分けを受けなければならない。
- 注4 「R(西暦)\*」は、国際クラスを国内クラス分けで再確認した場合に追記される。
- 注5 IPCライセンス登録手続きをした場合で国際クラス分けが済んでいない場合、マスターリストには「N」と表記される。
- 注6 WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分け評価で違反があった場合はクラスが付与されず、WPS公認大会に参加することができない。そうなった場合国内ステイタスはLJとなる。

別表1B ステイタスの一覧と関連事項

レベル	ステイタスの種類	関連大会等	日本記録の公認
自己チェック	PC		×
Lレベル	L・L西暦・LR・LJ・LL	地域指定大会／ 中級以上のクラス分け委員で構成されたクラス分け	×
Jレベル	J・J西暦・JR	日本パラ水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会や春季記録会／ 上級以上のクラス分け委員で構成されたクラス分け	○
国際レベル	C・R西暦・R	WPS公認クラス分けが実施される大会	○

別表2. J-FCSクラス分け概要一覧

1. 肢体不自由

クラス	得点	クラス	得点
S1	≤65	SB1	≤65
S2	66-90	SB2	66-90
S3	91-115	SB3	91-115
S4	116-140	SB4	116-140
S5	141-165	SB5	141-165
S6 <sup>a</sup>	166-190	SB6 <sup>a</sup>	166-190
S7 <sup>b</sup>	191-215	SB7 <sup>b</sup>	191-215
S8	216-240	SB8	216-240
S9	241-265	SB9	241-275
S10	266-285		

a. S6/SB6には、低身長症の選手も含まれる。

b. S7/SB7には、低身長症の選手も含まれる。

個人メドレーの競技クラスの付与は、選手のS泳法とSB泳法の競技クラスを基に計算される。計算は整数に四捨五入される。例えば、計算で6.5という結果の場合は競技クラスSM7となる。

例：選手にS5以上（即ちS6）の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{3 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{4} = \text{SM競技クラス}$$

例：選手にS4以下の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{2 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{3} = \text{SM競技クラス}$$

2. 視覚障害

クラス	障害プロフィール (矯正メガネ等を使用したもっとも良い状態の視覚機能でクラス分けされる。)
S11・SB11・SM11	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) より悪い場合
S12・SB12・SM12	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) ~ LogMAR 1.50 (少数視力 0.03)

	相当)又は視野が直径10度未満の場合又はその両方の場合
S13・SB13・SM13	LogMAR1.0(少数視力0.1相当)以下の場合又は視野が直径40度未満の場合又はその両方がある場合
S21・SB21・SM21	S11~13に該当しない場合(=このクラスはWPSクラスに該当しない。)

\*コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用するか否かに関らずクラス分けのときはそれを使用することが義務付けられている。

\* \*クラス11の競技者は見えない(黒く塗りつぶした)ゴーグル等の着用が義務付けられている。ただし、両眼が義眼の選手はこの限りではない場合がある。

### 3. 聴覚障害

S15・SB15・SM15	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持している者 (このクラスはWPSクラスに該当しない。)
---------------	---------------------------------------------------

付則：この規程は平成21年度から実施する。

付則：平成22年度 REについて一部修正

付則：平成24年度 WPS2011.5版に準じて一部修正

付則：平成25年度 諸手続きを明文化し加筆、WPSの通達により医学的証明について追加

付則：平成26年度 WPS競泳競技規則やクラス分けコードの2014改定ならびに2014年内のWPSからの通達等により更新、公認競技役員規程2015改定により修正

付則：平成28年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：平成29年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則；2018年 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則；2019年 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：2022年 一部修正

別表3 (一社) 日本パラ水泳連盟 視覚障害クラス分け用診断書

記載日 西暦 年 月 日

ふりがな

患者氏名 : 性別 : 男 ・ 女

生年月日 : 西暦 年 月 日生 ( ) 歳

診断名 :

眼所見 (前眼部、 中間透光体、眼 底、その他)	
右視力	RV= ( x D = D Ax ) *
左視力	LV= ( x D = D Ax ) *
視野	<p>* 競技に使用するしないにかかわらず矯正視力も測定のこと。</p> <p>ゴールドマン動的視野だとⅢ-4e、ハンフリー静的視野だと Full Field 120 Point Screening Test Ⅲ White という条件で測定してください。 検査結果のコピーを添付のこと。検査は3か月以内のものに限る。</p> <p>結果 直径10度未満 ・ 直径40度未満 ・ 測定不能</p> <p>何らかの狭窄を認めるが該当せず ・ 異常なし</p>
特記事項 (義眼、飛び込み禁止など競泳競技における医学的留意点があれば記載してください。)	

医療機関名

住所 〒

電話

医師名

印